

(理事会の成立及び決議)

第 31 条

理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第 32 条

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

但し、監事が当該提案につき異議を述べた場合を除くものとする。

(議決権)

第 33 条

理事は、各 1 個の議決権を有する。

(理事会の議事録)

第 34 条

1. 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、会長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。
3. 会長が出席しないときは、出席した理事全員及び監事が署名又は記名押印をしなければならない。

## 第 6 章 支部会、委員会及び事務局

(支部会)

第 35 条

1. 本会の事業につき、会員の各地域における活動拠点とするため、理事会の決議により支部会を設置することができる。
2. 支部会の設置及び運営に関する規則は別に定める。

(委員会)

第 36 条

1. 本会の事業につき、特に専門的な調査審議又は特別の事項の処理遂行に充てるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。
2. 委員会の設置及び運営に関する規則は別に定める。

(事務局)

第 37 条

1. 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務職員並びに事務局長を置くことができる。
2. 事務職員、事務局長の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
3. 事務局長は、理事の中から 1 人をもって充てることできる。